

大学コンソーシアムやまぐち規約

平成 18 年 5 月 31 日代表者会議
改正 平成 19 年 7 月 25 日代表者会議
平成 20 年 3 月 12 日代表者会議

(名称)

第 1 条 本会は、大学コンソーシアムやまぐち（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 コンソーシアムは、山口県の高等教育機関が相互に連携・協力し、県内の高等教育全体の質的向上に資するとともに、地域社会へ貢献することを目的とする。

(事業)

第 3 条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 山口県の大学等高等教育機関の情報の提供・広報に関わる事業
- (2) 公開講座等の生涯学習に関わる事業
- (3) 大学等高等教育機関相互又は地域社会との交流・連携に関わる事業
- (4) その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

(会員)

第 4 条 コンソーシアムは、別表に掲げる正会員、特別会員及び賛助会員をもって構成する。

- 2 正会員は、第 2 条第 1 項に掲げる目的及び第 3 条第 1 項に掲げる事業に賛同する県内高等教育機関とする。
- 3 特別会員は、コンソーシアムが行う事業に賛同する地方公共団体とする。
- 4 賛助会員は、コンソーシアムが行う事業に協賛する団体及び個人とする。
- 5 特別会員及び賛助会員に関して必要な事項は、代表者会議の議を経て別に定めることとする。

(役員)

第 5 条 コンソーシアムに、次の役員を置く。

- (1) 会長（ 1 名）
 - (2) 副会長（ 1 名）
 - (3) 監事（ 2 名）
- 2 役員は、正会員である高等教育機関の学長、校長又は所長のうちから代表者会議にお

いて互選により選任する。

- 3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠による者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第6条 会長は、コンソーシアムを代表し代表者会議を主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は会計を監査する。

(代表者会議)

第7条 代表者会議は、正会員である高等教育機関の学長、校長、所長及び運営委員会の委員長、副委員長で構成する。

- 2 代表者会議は、次の事項を審議・決定する。
 - (1) コンソーシアムの運営に関わる重要事項
 - (2) 会員の入退会
 - (3) 役員の選任
 - (4) コンソーシアムの予算の決議及び決算の承認
- 3 代表者会議は、会長が招集する。
- 4 代表者会議の議長は会長又はその委任を受けた正会員とする。
- 5 代表者会議は、会員数の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 6 議決は議長を除く出席した会員の過半数の同意でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 7 やむを得ず、代表者会議に出席できない構成員は、予め通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。これにより表決権を行使した構成員は本条第5項の規定については出席したものとみなす。

(運営委員会)

第8条 コンソーシアムは、事業運営のため運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関する必要な事項については、別に定める。

(事務局)

第9条 コンソーシアムの事務局を、会長の所属する高等教育機関に置く。

(会計)

第10条 コンソーシアムの会計は、会員の会費及び負担金、寄附金、補助金及びその他の収入をもって充てることとし、その内容は代表者会議において協議・決定する。

- 2 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 3 会計の取扱いについては、別途会長が定める。
- 4 監事は経理について年1回の監査を行う。

(規約の改廃)

第11条 本規約の改廃については、代表者会議で審議・決定する。

(その他)

第12条 本規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に必要な事項は、代表者会議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成18年5月31日(コンソーシアム設立の日)から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

別表

<正会員>

(構成機関名)	(代表者)
山口大学	学 長
下関市立大学	学 長
山口県立大学	学 長
宇部フロンティア大学	学 長
東亜大学	学 長
徳山大学	学 長
梅光学院大学	学 長
山口福祉文化大学	学 長
山口東京理科大学	学 長
水産大学校	校 長
放送大学山口学習センター	所 長
山口学芸大学	学 長